

第3回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項について

1 報告

○ 返還事務の取組状況について

事務局から資料1及び資料2により報告を受けた。

委員から、以下のとおり意見が出された。

- ・ 制度変更に納得のいただけない借受者に対して、さらに丁寧な説明を求めたい。
- ・ 説明に理解をしていただけない借受者については、説明する担当職員を替えるなどの工夫をすべきである。
- ・ 何度も説明を受けることを苦痛に感じられることもあるということにも配慮し、訪問される相手方の事情も踏まえて、理解を得る努力をしてほしい。

○ 住民監査請求の結果及び住民訴訟への応訴について

事務局から資料3により報告を受けた。

2 意見聴取

○ 履行期限経過後の返還事務の履行請求の進め方について

事務局から資料4により説明を受け、委員会として承認することとされた。

委員から、以下のとおり意見が出され、これらを踏まえ、今後の対応については、個別に具体的に状況を十分に踏まえたうえで取り組むこととされた。

- ・ 借受者本人への連絡及びその依頼については、借受者本人に連絡をとることにプライバシーの問題がある場合があることも踏まえ、時間をかけて、慎重に取り組んでほしい。
- ・ 督促後1年間をかけて催告するのは、通常と比べて長いですが、本件の特異性を踏まえるとやむを得ないものと考えられる。
- ・ 保証人への請求については、裁判手続の直前とならないよう、時期を早めることも検討すべきである。
- ・ 保証人に対する請求について、保証人が事情を認識していない場合も考えられることにも配慮して取り組んでほしい。

○ 延滞利子の見直しについて

第2回の委員会において、現行の利率は高すぎるので引き下げる方向で見直すべきであるとの意見が出された。これを踏まえて事務局から資料5により見直し案が提示され、委員会として承認することとされた。

委員から、督促状に指定する期限は2週間では短すぎるので、もっと長めに設定するべきであるとの意見が出された。

○ 所在不明等の特別な事情による返還猶予の取扱いについて

事務局から資料6により説明を受け、委員会として承認することとされた。